

地 財 審 第 6 号
令和 4 年 8 月 2 6 日

総 務 大 臣
寺 田 稔 殿

地 方 財 政 審 議 会
会 長 小 西 砂 千 夫

青森県むつ市法定外普通税「使用済燃料税」の新設に係る意見

総務省設置法（平成11年法律第91号）第9条第3項の規定に基づき、標記について別紙のとおり意見を申し述べる。

青森県むつ市法定外普通税「使用済燃料税」の新設に係る意見

令和4年8月26日
地方財政審議会

当審議会は、むつ市から協議の申出のあった法定外普通税「使用済燃料税」について、地方税法第671条の規定に基づき同意することが適切と考える。

なお、本件のように特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要である。むつ市においては、特定納税義務者との間で、累次にわたって協議を行い、条例を修正して税率等を見直す等、納税者の理解を得るよう努めていると承知しているが、特定納税義務者の理解を得て本条例が施行されることが望ましいことから、引き続き、特定納税義務者の理解を得るための努力を続けていくことが必要と考える。